佐野市快適トイレ設置要領

（目的）

第１条 この要領は、将来にわたり社会資本の整備及び維持管理を継続していくために必要な中長期的な担い手の確保・育成を図るため、現場環境改善の取組として男女ともに快適に使用できるトイレ（以下「快適トイレ」という。）を設置する工事の実施について、必要な事項を定めるものである。

（快適トイレ設置の対象工事）

第２条 佐野市が発注する建設工事のうち、当初設計金額が50百万円以上の工事を原則とする。

２ 当初設計金額50百万円未満の工事についても、現場環境改善及び建設業の担い手確保の観点から、快適トイレの設置に努めるものとする。

３ 工事内容、施工条件その他の理由により快適トイレの設置が困難な場合は、この限りでない。

（快適トイレの仕様）

第３条 本要領でいう「快適トイレ」は、以下に示す仕様のうち（１）と（２）に示す項目を全て満たす仮設トイレとする（（３）は推奨する仕様であり、任意とする。）。

（１）快適トイレに求める標準仕様【必須項目】

ア 洋式便座

イ 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）

ウ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）

（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること）

エ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）

（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの）

オ 照明設備（電源がなくても良いもの）

カ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重５kg 以上）

（２）快適トイレとして活用するために備える付属品【必須項目】

ア 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

イ 入り口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配慮等）

ウ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）

エ 鏡付きの洗面台

オ 便座除菌シート等の衛生用品

（３）推奨する仕様、付属品【任意項目】

ア 室内寸法900×900mm 以上（半畳程度以上）

イ 擬音装置

ウ 着替え台（フィッティングボード）

エ フラッパー機能の多重化

オ 窓など室温温度の調整が可能な設備

カ 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）

（快適トイレ設置工事の実施方法）

第４条 発注者は、快適トイレ設置の対象工事である旨、特記仕様書に明示するものとする。

２ 受注者は、契約後、施工計画書の提出までに、快適トイレの設置内容について発注者へ協議を行い、監督職員の承諾を得て実施するものとする。なお、協議時には設置を予定する快適トイレの仕様を示す資料（カタログ等）及び「快適トイレ仕様チェックシート」を協議書面に添付するものとする。

（快適トイレに係る経費の計上）

第５条 快適トイレに係る経費の計上は、以下の通りとする。

（１）経費は、当初設計では計上せずに、変更設計時に計上するものとする。

（２）経費の計上は、57,000円/基･月を上限に積算上の差額を計上するものとし、設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

なお、積算上の差額とは、実際に要した費用から10,000 円/基･月（従来品相当額）を控除した額をいう。

（３）計上費用は、積算上の差額と57,000円/基･月を比較し、いずれか低い額を共通仮設費（営繕費）に積み上げ計上するものとする。

（４）ハウス型等の場合は、入口が別になっている場合に限り、入口別に57,000円/基･月を上限として計上することができる。

（５）運搬費及び設置・撤去費については共通仮設費（率）に含むものとする。

（６）受注者は、快適トイレの基本料及びリース料の支出動態がわかる資料を監督職員に提出するものとする。

（快適トイレ設置の確認等）

第６条 監督職員は、現場着手時の設置後に「快適トイレ仕様チェックシート」により仕様を確認するとともに、在場期間についても現地立会い等により確認するものとする。

２ 快適トイレの実施による工事成績評定の加点は行わない。なお、仕様に必須項目を満たしていればその優劣は問わないものとする。

（その他）

第７条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

この要領は、令和８年１２月１日から施行する。